

## 産業競争力強化法案に対する修正案要綱

### 一 総則

1 基本理念に、産業競争力の強化は、徹底した規制の撤廃及び緩和が我が国経済の成長の促進に資することに鑑み、国が積極的に規制の撤廃及び緩和のための措置を講ずることを旨として、行わなければならないことを追加すること。  
(第三条関係)

2 国の責務に、国は、徹底した規制の撤廃及び緩和を推進する責務を有することを追加すること。

(第四条関係)

### 二 徹底した規制の撤廃及び緩和のための見直し

1 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進に関する規定を削除すること。

2 政府は、我が国経済の成長の促進に資するため、この法律の施行後三年以内に、社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための見直しを行い、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。この場合において、規制は原則として撤廃するものとし、撤廃しないこととする規制については、その理由を国会に報告するものとする。

(第八条から第十五条まで関係)

三 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う特定新事業開拓投資事業円滑化業務に関する規定の削除

独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う特定新事業開拓投資事業円滑化業務に関する規定を削除すること。  
(第十九条関係)

四 見直しに関する規定の追加

政府は、この法律の施行後三年以内に、事業活動に対する支援に係る組織及び制度について統合、廃止等の見直しを行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする事。 (附則第二条関係)

五 その他所要の規定の整備を行うこと。